

## 公益財団法人全国高等学校体育連盟協賛・賛助・協力規程

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は協賛・賛助・協力について、必要事項を以下のとおり定める。

1 協賛・賛助・協力団体として登録される団体は、本連盟の目的に賛同し、次の各号のいずれかに該当するもので、理事会の議を得て会長が承認する。

- (1) 協賛団体は、本連盟の目的に賛同し、かつ本連盟に毎年 500 万円以上を寄附するものとする。
- (2) 賛助団体は、本連盟の目的に賛同し、かつ本連盟に毎年 250 万円以上を寄附するものとする。
- (3) 協力団体は、本連盟の目的に賛同し、かつ本連盟に毎年 100 万円以上を寄附するものとする。

2 公益財団法人全国高等学校体育連盟は協賛・賛助・協力企業・団体に対する主な特典

(1) 協賛団体

- ①高体連名義使用の許可（例：〇〇社は全国高体連協賛企業です）
- ②全国高等学校体育連盟の名簿の提供（都道府県高体連連絡先、全国競技専門部連絡先）
- ③本連盟ホームページへのバナーリンクの掲載
- ④全国高等学校総合体育大会プログラムへの広告出稿の斡旋（夏季 30 競技、冬季 3 競技）
- ⑤電子版『全国高体連ジャーナル』への広告出稿（年 2 回発行）
- ⑥諸会議等（年 3 回：総体中央 1・全体会議 1・研究大会 1（2 日間））への出席と資料配布の承認
- ⑦懇親会等への参加
- ⑧全国高等学校総合体育大会夏季大会の招待状・ID 等の手配
- ⑨都道府県高体連・全国競技専門部への協賛紹介
- ⑩その他応相談

(2) 賛助団体

- ①全国高等学校体育連盟の名簿の提供（都道府県高体連連絡先、全国競技専門部連絡先）
- ②本連盟ホームページの賛助団体欄に企業/団体名及びリンク URL を掲載
- ③諸会議（年 3 回：総体中央 1・全体会議 1・研究大会 1（2 日間））への出席と資料配布の承認
- ④懇親会への参加
- ⑤都道府県高体連・全国競技専門部への賛助紹介
- ⑥その他応相談

(3) 協力団体

- ①諸会議等（年 3 回：総体中央 1・全体会議 1・研究大会 1（2 日間））への出席と資料配布の承認
- ②都道府県高体連・全国競技専門部への協力紹介
- ③本連盟ホームページの協力団体欄に企業/団体名及びリンク URL を掲載
- ④その他応相談

附 則 規程は平成 14 年 4 月より施行する。

平成 30 年 5 月 22 日 第一次改正 協力団体追記

令和 8 年 3 月 16 日 協賛特典改正